

再公示：次の案件については、6月26日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

番号：再公示1 国名：中華人民共和国 担当：農村開発部
案件名：持続的農業技術研究開発計画（第2期：環境に優しい農業技術開発及び普及）終了時評価（評価分析）

1 今回契約予定のコンサルタント
評価分析 3号～4号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月上旬から2013年9月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
評価分析 5 14 5 0.97
（国内0.50M/M、現地0.47M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月23日（12時まで）
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	3
イ 業務方法の整合性、現実性等	6
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	1
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：評価分析	
(ア) 類似業務の経験	50
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	20
(ウ) 語学力	0
(エ) その他 学位、資格等	20
	（計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：無
対象国/地域：中華人民共和国/全途上国
類似業務：各種評価調査

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

7 業務の背景と目的

中華人民共和国（以下、中国）は改革・開放政策以降、近年飛躍的な経済成長を遂げつつあるが、その一方で急激な産業の発展により環境の破壊や汚染が急速に進行している。農業においても、化学肥料・農薬・農業用フィルムなど資材投入は大幅に増加し、河川や湖沼などの水系や土壌の汚染の原因となっている。さらに無理な農業生産による土壌資源の過度な利用は、灌漑水の不適切な利用と相まって地力の低下や土壌の劣化を招いている。その結果、農地の荒廃や生態系の破壊が砂漠化や黄砂の発生にも結びつき、土壌の有機物含量の低下や畑地への窒素の多投は地球温暖化に拍車をかけている。加えて、大気汚染や畜産廃棄物の処理問題、ずさんな農薬管理による中毒事故など、農業に起因する様々な環境問題に直面し、7億人といわれる農村住民の生活を脅かすとともに、農産物の残留農薬の問題は食の安全をも脅かし、都市部はもとより海外にも被害を拡大している。

このような状況を受け、中国政府は農業においても化学肥料・農薬などの安全な使用や農業廃棄物の再利用、資源循環などによって生態系の保護を促進し、資源節約型社会を構築することを国家目標として掲げ、農業部や環境保護部も農薬や化学肥料の使用量の低減などに向けた法制度や基準の整備、プロジェクトの実施などの対策を取り始めている。しかし、工業による環境汚染と比べて農業生産に起因する汚染は分布範囲が広く原因を特定しづらいことから、これまでほとんど関心が払われず、汚染状況のモニタリングや汚染源の特定など、対策に必要な研究はようやく緒についたばかりである。従って、政府の対策は効果を上げてはならず、化学肥料や農薬の使用量はむしろ増加しているのが現状である。

2002年から2007年に亘り実施された本プロジェクト「持続的農業技術研究開発計画」のフェーズ においては、研

究レベルにおいて肥料や農薬の削減に向けた環境保全型栽培管理技術の開発に一定の目処が立った。このような研究開発の成果が政府の環境汚染対策に生かされるべく、汚染の実態を把握した上で、化学肥料・農薬などの使用規制、環境保全型栽培技術の奨励や農民の教育などの技術普及対策をそれぞれの地域の实情に合わせて実施していくための体制の構築へ取り組む必要性から、中国政府は、急激な経済発展の中での類似の経験を有する我が国に対し、農業に起因する環境汚染対策を強化するための技術協力を要請してきた。

2009年4月から2014年3月まで実施されている持続的農業技術研究開発計画(第2期：環境に優しい農業技術開発及び普及)(以下、プロジェクト)においては中国農業部、農業科学院をカウンターパート(C/P)機関とし、「モデル地区において、環境保全型農業技術の体系化が図られる」ことを目標に、これまで3名の長期専門家(チーフアドバイザー、農業環境技術、業務調整/農業技術普及、なお、農業環境技術普及については2009.7～2011.7で派遣終了)を中心に活動してきた。今回、2014年3月末のプロジェクト実施期間終了前に、これまでのプロジェクトの活動実績を整理、評価するとともに、今後の協力のあり方や、実施方法の改善に資する教訓及び提言を導き出すことを目的に調査団を派遣し、終了時評価を実施する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、「新 JICA事業評価ガイドライン 第1版」に沿って、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間(2013年7月下旬)

ア 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、各種調査結果報告等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

イ 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

ウ 上記の評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、中国側関係機関)に対する質問票(案)(和文)を作成する。

エ 調査団内の検討のため、本案件に関する上記の評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。

オ 国内で収集可能なデータについて整理、分析する。

カ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2013年8月下旬～2013年9月上旬)

ア JICA中国事務所等との打合せに参加する。

イ プロジェクト関係者との協議に参加する。

ウ プロジェクト関係者に対して、「新 JICA事業評価ガイドライン 第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。

エ 上記(1)イで作成した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、活動プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

オ 上記エで収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

カ 文献調査及び上記エ及びオで得られた結果を総合的に判断し、その他団員及びC/Pとともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(和文)の取りまとめに協力する。

キ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。

ク 協議議事録(M/M)(和文)の作成に協力する。

ケ 担当分野に係る現地調査結果をJICA中国事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2013年9月中旬)

ア 評価調査結果要約表(案)(和文)の作成に協力する。

イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

ウ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(和文)の作成に協力する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)終了時評価調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務計画書

和文2部(JICA農村開発部、JICA中華人民共和国事務所)

(2) 終了時評価調査報告書(案)(担当分野)

和文2部(JICA農村開発部、JICA中華人民共和国事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。

(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部畑作地帯課(03-5226-8421)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 本調査における団員構成(予定)は以下のとおり

(ア) 総括(JICA)

(イ) 協力企画(JICA)

(エ) 評価分析(コンサルタント)

イ 現地での業務期間は、2013年8月25日から9月7日までを予定している。

ウ コンサルタント団員は、他の団員に約5日間先行して現地調査の開始を予定している。

エ 現地にて通訳(日本語 中国語)を備上する予定。